



新型コロナウイルス感染症の 労働者の生活に及ぼす影響について

～労働相談活動を通して～

群馬県働くものの労働相談センター所長 吉崎照二見

◎労働者に寄り添いながら……、

群馬県労働組合会議の一つの組織活動として、労働相談活動を行っています。日常的には、

- ・毎週、月曜～金曜日までの5日間
- ・10:00～17:00

に相談活動を行っています。相談件数は年間200～250件を推移しておりますが、相談内容のトップ3は

1. 賃金・残業代未払い・一方的な賃金カット
2. 不当解雇
3. パワハラ・セクハラ

となっています。これらの労働争議を相談者に寄り添いながら、解決の道筋を一緒に話し合っています

労働相談の内容によっては、次のような解決方法を提案しています。

1. 労働組合への加入を斡旋
2. 弁護士を紹介して労働審判に訴える
3. 県の労働委員会への斡旋申請

などなど。

最近はこの労働相談に至るまでの間に職場の人間関係や上司からの嫌がらせなどでメンタル不全となり、問題解決をさらに難しくする傾向が強まっています。

◎労働相談ホットラインの実施

今回は上部組織である全労連（全国労働組合総連合）が全国的な活動として年2回実施している「労働相談ホットライン」の一環です。2020年の第1回目は3月9日（月）に実施しました。今年度はNHK前橋支局が当日に取材し、夕方の「ほっとぐんま640」というニュース番組で紹介してくれました。そのお陰もあって、結果として相談



件数は、

- ・3月9日（月）は4件
- ・3月10日（火）～11日（水）は7件

と相談件数が増大しました。通常月だと1ヶ月間で15、6件といったところですが、今回の相談は3日間で11件でした。マスコミの果たす役割とその影響の大きさを改めて認識しました。

◎新型コロナウイルス感染症 関連の相談が急増

今回のホットラインでは、世界を震撼させている「新型コロナウイルス」に関わる感染症に関わって、多くの相談が寄せられました。そのいくつかを紹介します。

■ケース1 ■困惑している臨時休校

- ①スーパーマーケットにパート勤務。
- ②学校が臨時休校になったことに伴い、子どもの世話をするために思うように働けない。それが直接収入減につながっている。
- ③学童保育所に預けたいが「遠慮して欲しい」と言われた。
- ④親に頼むが短期間はOKしてくれたが長期間は断られた。
- ⑤国の賃金助成制度のことを店側に話したが、具

体的な手立てが未だにされていない。

⑥降って沸いたようなことだったので、個人的にも職場的にも戸惑っている。

回答：降って沸いた「臨時休校措置」だったので、圧倒的多数の国民が戸惑っています。子どもたちが「被害者」にならないように親の経済基盤をきっちりと保障させることと子どもが安心して過ごせる環境を保障させることが大切です。私たちも関係機関に働きかけていますが、ここは「子どものために」遠慮しないで上司に「休み」を申し出ましょう。賃金保障制度が作られています。

■ケース2 ■休業保障について知りたい

①パートで勤務。

②小学生の子の世話のために会社を休む。

③会社に行政機関からの情報が届いていない。どんな内容で賃金保障がされるのか全く分からない状態となっている。休業保障について知りたい。

回答：企業が有給休暇の外に有給の休暇制度を創設すれば、10割の賃金保障（上限8,330円/日給）がなされます。雇用保険加入者は平均日給の60%、雇用保険未加入者の場合は上限4,100円の範囲内で賃金保障がなされます。

■ケース3 ■残業時間が増大

①従業員が10人未満の小企業に勤務。

②子のいる従業員が交代で有給休暇を取得。

③そのしわ寄せが残業という形で押し寄せている。

④残業時間が80時間超/月が続いている。

⑤違法ではないか？

回答：違法です。身体の状態を良好に保つために法律で規制するのですから、企業は法律を守る義務を負っています。36協定書の提示を求めて残業時間を36協定書に定めている残業時間の枠内になるよう求めましょう。

■ケース4 ■欠勤扱いで無給になった

①自治体で非常勤として働く。

②子ども世話のため休暇を申し出たら上司から「欠勤(無給)」と言われた。

③賃金保障はされるのか？不安。

回答：国は公務職場の場合、正規・非正規を問わず「出勤困難休暇」（3月1日実施）を設けて、有給で休めるように制度改正を地方自治体に求めています。この制度を使って、子どもの世話を行いましょう。

■ケース5 ■予約キャンセルで仕事なくなる。事実上の解雇状態。

①宿泊施設の清掃作業を行う。

②新型ウィルスの影響でキャンセルが相次ぎ、仕事なくなる。

③会社からは「明日から出勤しなくて良い」と言われ、事実上「解雇」状態になっている。

回答：自宅待機状態なので、労働基準法上の休業保障措置を会社に求めましょう。日給の60%の賃金保障が受けられます。また、「明日から出勤しなくて良い」という解雇の仕方は「違法」です。その発言を一端取り消しさせて、改めて「解雇」に応じるのであれば「解雇予告手当」を支給させましょう。

◎感染拡大が労働者の生活に与える影響が心配

以上のように「新型コロナウイルス感染症」に関わる事案だけでも相当数の相談が寄せられています。これからの情勢次第ですが、感染者が増え続けると失業・倒産などが相継ぐようになるでしょう。それは私たちの生活そのものが困窮を極めてくることにつながることは明らかです。

新型コロナウイルスの関係で
働きについて困っている方がいたら
相談してください

労働相談ホットライン

電話 0120-378-060

月～金 10～17時

労働相談センター

吉崎 てるふみ 所長

